

## 韓国における海賊版サイトの接続遮断措置の概要

## 1.著作権法及び情報通信網法上の関連規定

著作権法		情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(情報通信網法)
2009.4.22.改正で、133条の2、133条の3の新設	導入時期	2007.1.26.改正で、44条の2、44条の3、44条の7新設
オンライン上の不法複製を効果的に根絶するためには、オンラインサービス提供者(OSP)及び不法複製・伝送者に対するより効果的な規制が求められる。そのため、オンライン上で反復的に不法複製物を伝送するものの個人アカウントの停止を命じ、伝送された不法複製物を掲示する掲示板のサービス停止を命じられる根拠を設ける。オンライン上の反復的な著作権侵害行為に対して、より強化された制裁措置をとることで、著作権を効果的に保護できると期待される。	立法目的 (改正理由)	権利の侵害を受けた者の削除要請がある場合、その被害の拡散を防止するために、利用者のアクセスを情報通信サービス提供者が臨時的に遮断できる臨時措置制度を導入する。親北掲示物のような不法情報が情報通信網に流通される場合、社会的影響力が大きいということを考慮して、不法通信に関連する履行命令の対象を拡大し、不法通信物の削除手続き等を補完するための改正である。
著作権等侵害物	対象物	わいせつ・名誉毀損・青少年有害・射倖・国家機密・国家保安法違反情報など
103条(複製・伝送の中断) 102条(オンラインサービス提供者の責任制限)	被害者の要請による削除	44条の2(情報の削除要請等) 44条の2第6項(情報通信提供者の責任制限)
	プロバイダの臨時措置	44条の3(情報通信提供者の任意の臨時措置)
韓国著作権保護院による勧告・文化体育観光部長官による命令 <sup>1</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 是正勧告(133条の3)</li> <li>▶ 是正命令(133条の2)</li> <li>①警告措置命令及び侵害コンテンツの削除・伝送中断措置命令(1項)</li> <li>②利用者アカウント停止命令(2項)</li> <li>③掲示板サービス停止命令(4項)</li> <li>：事前に意見提出の機会(7項)</li> </ul>	行政的措置	放送通信委員会による要求・命令 「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」21条及び同施行令8条に基づき、情報通信網法44条の7第1項1～9号該当情報を審議  ▶ 44条の7第1項7～9号情報に対して、関係中央行政機関長の要請＋是正要求＋是正要求への不応があれ

<sup>1</sup> 著作権侵害捜査、不法著作物の収去・廃棄・削除、過料賦課、是正勧告、是正命令、海外サイトへのアクセス遮断措置、啓発活動など、インターネット上の著作権侵害に対する韓国政府の行政的対応の2016年までの状況については、張睿暎「韓国におけるインターネット上の著作権侵害に対する行政的対応」獨協法学第101号(2016年12月)189-213頁を参照

<p>➤ 命令を履行しない場合、1千万円以下の過料（142条）</p> <p>⇒ 海外サイトは、上記の是正勧告・是正命令で対応できないので、右記命令によりサイトへの接続を遮断</p>		<p>ば、情報処理の拒否・停止・制限命令（44条の7第3項）</p> <p>：事前に意見提出の機会（4項）</p> <p>➤ 命令を履行しない場合、2年以下懲役または2千万円以下の罰金（73条）</p>
---	--	---

**情報通信網法<sup>2</sup>**

第44条の7（不法情報の流通禁止等）

①何人も情報通信網を通じて、次の各号のいずれかに該当する情報を流通してはならない。〈改正 2011.9.15., 2016.3.22., 2018.6.12.〉

- 1.淫乱な符号・文言・音響・画像や映像を配布・販売・賃貸、または公然と展示する内容の情報
- 2.人を誹謗する目的で公然と事実や虚偽の事実をあらわにし、他人の名誉を毀損する内容の情報
- 3.恐怖心や不安感を誘発する符号・文言・音響・画像または映像を、反復的に相手に到達するようにする内容の情報
- 4.正当な事由なく情報通信システム、データまたはプログラム等を毀損・滅失・変更・偽造し、またはその運用を妨害する内容の情報
- 5.「青少年保護法」による青少年有害媒体物として、相手の年齢確認、表示義務など法令に基づく義務を履行せず、営利を目的として提供する内容の情報
- 6.法令に基づき禁止されている射倅行為に該当する内容の情報
- 6の2.本法または個人情報保護に関する法令に違反して、個人情報を取引する内容
- 6の3.銃砲・火薬類（生命・身体に危害を及ぼす爆発力を有するものを含む）を製造することができる方法や設計図などの情報
- 7.法令に基づき分類された秘密などの国家機密を漏洩する内容の情報
- 8.「国家保安法」で禁止する行為を遂行する内容の情報
- 9.その他、犯罪を目的とし、または教唆もしくは幫助する内容の情報

②放送通信委員会は、第1項第1号から第6号まで、第6号の2及び第6号の3の情報については、審議委員会の審議を経て、情報通信サービス提供者または掲示板管理・運営者に、その処理を拒否・停止又は制限するよう命ずることができる。ただし、第1項第2号及び第3号の規定による情報の場合には、当該情報により被害を受けた者が具体的に明かした意思に反して、その処理の拒否・停止又は制限を命ずることはできない。〈改正 2016.3.22., 2018.6.12.〉

③放送通信委員会は、第1項第7号から第9号までの情報が、次の各号のすべてに該当する場合には、情報通信サービス提供者または掲示板管理・運営者に、その情報の処理を拒否・停止又は制限するように命じなければならない。〈改正 2016.3.22.〉

- 1.関係中央行政機関の長の要請があったこと

<sup>2</sup> 法令や裁判例等の情報は、韓国国家法令情報センター（<http://www.law.go.kr>）で入手した資料を報告者が仮訳したものである。

2.第1号の要請を受けた日から7日以内に審議委員会の審議を経た後、「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第21条第4号の規定による是正要求をしたこと

3.情報通信サービス提供者や掲示板管理・運営者が是正要求に従わなかったこと

④放送通信委員会は、第2項及び第3項の規定による命令の対象となる情報通信サービス提供者、掲示板管理・運営者または当該利用者に、事前に意見提出の機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見提出の機会を与えないことができる。

1.公共の安全または福利のために緊急に処分をする必要がある場合

2.意見聴取が明らかに困難であるか、明白に不必要な場合であって、大統領令で定める場合

3.意見提出の機会を放棄する旨を明らかに表示した場合

[全文改正 2008.6.13.]

### 情報通信に関する審議規程

第4条(審議の基本原則)

①委員会は次の各号の原則を審議の基本とする。

1. 最小規制の原則

2. 公正性及び客観性の原則

3. 迅速性の原則

4. 個人情報及び私生活保護の原則

(以下省略)

[全文改正 2014.1.9.]

## 2.情報通信網法による不法情報サイトの接続遮断例

① 淫乱物流通サイトの遮断(1号、9号関連)

② 不法スポーツ賭博サイトの遮断(6号関連)

③ 北朝鮮関連サイトの遮断(8号関連)

④ 不倫助長サイトの遮断&遮断解除(9号関連)

⑤ 著作権侵害サイトの遮断(9号関連)

## 3.情報通信網法44条の7の合憲性

(1) 憲法裁判所 2012.2.23.宣告 2008 憲マ 500 (合憲 6:3 違憲)

44条の7第1項9号が過剰禁止で言論の自由の侵害等であるとして提起された違憲確認事件において、裁判官 6:3 で合憲決定 : ①明確性の原則に反しない。②立法目的が正当で、侵害最小性や法益均衡性の要件も充足しており、過剰禁止の原則にも反しない。

<裁判官 3 人の反対意見>

不法情報概念の模糊性、抽象性、包括性により、明確性の原則や過剰禁止の原則に反する。

(2)憲法裁判所 2015.10.21. 宣告 2012 憲バ 415 (合憲 7 : 2 違憲)

44 条の 7 第 1 項 8 号に対する憲法訴願に対しては、裁判官全員一致で審判請求棄却

44 条の 7 第 3 項に対しては、裁判官 7 : 2 で合憲決定 : ①当該法律の立法目的は正当である。②過剰禁止の原則に反しない。

<裁判官 2 人の反対意見>

①司法機関ではない行政機関の判断による規制であり、表現の自由が制限されうる。②文言解釈上、取扱拒否の対象は「当該」不法情報そのものであり、当該不法情報が掲載されたウェブサイト全体を取扱拒否の対象となる当該情報とみることが難しい。そのため本件法律条項は明確性の原則に反する。

#### 4.情報通信網法 44 条の 7 第 3 項によるサイト遮断命令の適法要件等

(1)大法院 2015.3.26.宣告 2012 ドウ 26432 判決

個別情報の集合体であるウェブサイト自体を対象としてウェブサイト閉鎖命令のような旧情報通信網法による取扱拒否等を命じるためには、原則的にウェブサイト内に存在する個別情報全体が…流通が禁止される情報に該当しなければならない。ただし、ウェブサイト内に存在する個別情報の一部がこれに該当するとしても、当該ウェブサイトの制作意図、ウェブサイト運営者と掲示物作成者との関係、ウェブサイトの体系、掲示物の内容及び掲示物のうち違法な情報が占める比重など諸般事情を考慮しなければならない。

(2)ソウル行政法院 2017.4.21.宣告 2016 グ合 62993 判決

ウェブサイトの遮断は当該ウェブサイト全体を不法情報として評価できる不可避で例外的な場合にのみできる。ウェブサイトの制作意図、掲示物のうち違法な情報が占める比重、掲示物のうち違法情報のみを個別的に接続遮断する方式が可能であるか否か、個別的な接続遮断では是正要求の趣旨を達成できない事情があるか等に関する十分な調査・検討をせず、不法情報とはいえない情報も相当存在する本ウェブサイト全体を遮断したのは、最小規制の原則に違反し、裁量権を逸脱・濫用したものととして違法である。

(3)ソウル行政法院 2016.1.28.宣告 2015 グ合 3461 判決

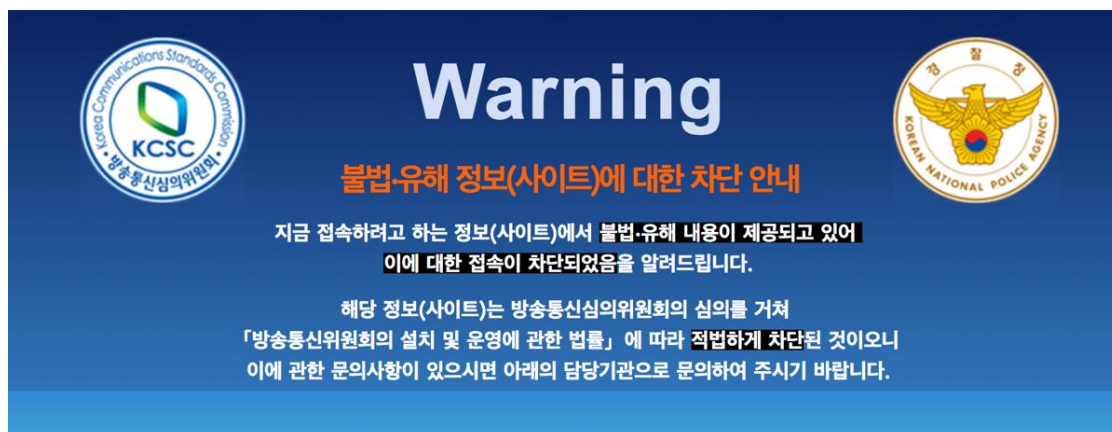
サイト内に一部の不法情報が流通されていることを理由に、サイト全体を不法情報であると判断することは、厳格な解釈の元で制限的に行われるべきである。本サイトの場合、一部不法物が流通されていたとしても、サイト運営自体が著作権法違反行為を幫助しているとはいえず、よってサイト全体を遮断したのは比例の原則に違反し、裁量権を逸脱・濫用した違法な処分として取り消されるべきである。

←ただし、控訴審では放送通信審議委員会が勝訴 (ソウル高等法院 2016.10.11.宣告 2016 又 35689)

## 5.著作権侵害サイトへの接続遮断(サイトブロッキング)

### (1) 遮断プロセス

- ① 侵害検知(ICOP、在宅モニタリング、権利者や一般国民の申告等) & 侵害証拠の収集後、韓国著作権保護院の著作権保護審議委員会で不法性に対する審議
- ② 審議結果を文化体育観光部が確認
- ③ 文化体育観光部で遮断対象を確定し、放送通信審議委員会へ遮断要請
- ④ 放送通信審議委員会の通信審議を経て、遮断決定
- ⑤ 遮断サイトのリストを各プロバイダに送信
- ⑥ プロバイダの「フィルタリングサイト目録」に新たなサイトを追加
- ⑦ 利用者が海外の違法サイトへ接続しようとする、トラフィック分析のための機器(URL遮断装置)に振り向け、リストと対照し、利用者が接続しようとするURLが、リスト記載サイトである場合は、接続を遮断し、warning.or.kr ページへ転送



### (2) 遮断方式: URLブロッキング<sup>3</sup>

- ✓ IPアドレス遮断方式とDNS変造遮断方式の短所を補完するために、2008年11月から8基幹通信事業者がURL遮断装置(TAP方式)を導入して運用。2009年12月から遮断施行
- ✓ 国際ゲートウェイに本装備を設置してフィルタリングすることで、
  - ① ドメインやIP単位の遮断だけでなく、下位ディレクトリ及びページ単位で遮断可能
  - ② 国際ゲートウェイで、特定IPパケットに目的地IPアドレス、中継サーバ(Proxy)アドレス等の関連内容を合わせて遮断を決定でき、DNSやProxy迂回接続も遮断可能
  - ③ DNSやルーターに別途負荷を与えないため、インターネット速度に影響がなく、ISPの管理上の負担軽減

<sup>3</sup> 「放送通信委員会放送通信政策研究(10-振興-ラ-08) - 不法有害情報の迂回接続技術動向調査及び技術普及」(韓国インターネット振興協会、2010年11月)

(3) 情報通信網法による著作権侵害サイト接続遮断等の実績<sup>4</sup>

(単位：件)

区分	映像・音楽	ゲーム	スマートフォンアプリ	出版	ウェブトゥーン	合計
2013	12	0	0	0	-	12
2014	44	0	0	0	-	44
2015	122(177)	0	0	208	-	122(385)
2016	209(116)	(2)	0	(7)	(86)	209(211)
2017	65	0	4	(139)	3(566)	72(705)
2018 <sup>5</sup> (1.1.~4.30)				(151)	24(12)	85(168)

※ 2015年から掲示物、2016年から掲示板の接続遮断の施行で、( ) 外の数値はサイト件数、( ) 内の数値は掲示物及び掲示板件数を意味する。

<参考> 通信審議制裁種類別の議決内訳<sup>6</sup>

期間	2017年累計(2017.1.1.~12.31.)								
	制裁種類 違反内容	審議 件数	是正要求					青少年 有害媒体物	
			計	削除	利用解止 ・停止	接続遮断	その他(表示 義務履行・表示 方法変更など)	決定	決定 取消
	賭博	22,104	21,545	11	537	20,997	0	61	3
	不法食医薬品	18,571	18,556	8,747	547	9,262	0		
	売春・淫乱	32,599	30,200	450	1,125	28,528	97		
	権利侵害	3,475	3,168	28	3	3,137	0		
	その他法令違反 (不法名義取引、文 書偽造など)	15,104	11,403	6,263	405	4,735	0		
	総計	91,853	84,872	15,499	2,617	66,659	97	61	3

期間	2018年上半期(2018.1.1.~6.30.)								
	制裁種類 違反内容	審議 件数	是正要求					青少年 有害媒体物	
			計	削除	利用解止 ・停止	接続遮断	その他(表示 義務履行・表示 方法変更など)	決定	決定 取消
	賭博	36,789	33,814	10	1,474	32,330	-	49	-
	不法食医薬品	27,444	24,598	6,690	652	17,256	-		
	売春・淫乱	46,301	44,408	3,103	1,645	39,570	90		
	権利侵害	6,208	5,686	105	2	5,579	-		
	その他法令違反 (不法名義取引、文 書偽造など)	14,277	11,159	5,883	368	4,904	4		
	総計	128,319	119,665	15,791	4,141	99,639	94	49	-

## \* 放送通信審議委員会による審議の限界

放送通信審議委員会(9人)が処理すべき審議件数が過度に多いうえ、毎年増加している。

<sup>4</sup> 「2018 著作権保護年次報告書(2017年基準不法複製物流通実態調査)」(2018年5月)26頁

<sup>5</sup> 2018.1.1.~4.30.までの実績については、著作権保護統計専門誌 C-Story vol.10(韓国著作権保護院、2018年5月)72頁の情報から報告者作成

<sup>6</sup> 放送通信審議委員会ウェブサイト>情報>統計 <http://www.kocsc.or.kr>

## 6.海賊版サイトブロッキングの最新動向

### (1)2018.5.2.文化体育観光部プレスリリース

文化体育観光部、放送通信委員会、警察庁が合同で海外サイトでの著作権侵害防止対策を発表

- ① 著作権侵害海外サイトの接続遮断の根拠を著作権法に設けることを検討。また、違法コピーのリンクサイトの運営行為を処罰できるように、著作権法上に明確な根拠を設ける案も検討予定。
- ② 現行のURLブロッキング方式では、セキュリティプロトコル(https)を使用しているサイトは遮断できないので、新たな遮断方式を検討し導入する予定。ただし、過剰遮断の副作用を最小化するために、緊急対応が必要な場合にのみ、対象と方法を明示して文化体育観光部が放送通信委員会に要請して施行する案を検討。

← https接続時のサーバ名表示(SNI)の拡張フィールド値を把握する方法を開発するといひ、それまでにはDNSブロッキングを利用することも考慮すると一部報じられており、この構想には、直ちに大統領府の国民請願掲示板で反対署名が始まった。(2018.5.2.-6.1.の1ヶ月で25,093人の署名で終了)

### (2)2018.6.20.放送通信審議委員会プレスリリース

- ① 著作権侵害を理由に過去に接続遮断されたサイトの代替サイトや著作権者が侵害を立証する疎明資料を提示する著作権侵害掲示物の場合、韓国著作権保護院の判断を待たずに、著作権者が放送通信審議委員会に直接申告できるようにする。今まで2~3ヶ月かかっていた処理期間が、2週間ほどに短縮され、著作権者の被害を抑えられると期待される。
- ② 著作権侵害有無に対する判断が必要な新規の海外サイトの場合、韓国著作権保護院が著作権侵害の有無を判断し、直接放送通信審議委員会に審議を要請できるようにする。
- ③ 審議人力の拡充と組織改編も推進する。

以上